

こだま Q&A



Q8

特定健康診査で「受診券の添付」はなぜ必要なのですか。

A8

平成 20 年 4 月から始まった特定健康診査は、40 歳～74 歳を対象に糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に行われている健診です。

医療機関様の窓口では、受診者が持参する「受診券」及び「健康保険証」で、氏名・性別・生年月日が記載と一致しているかを確認されると思います。

しかし、住所変更や健康保険証の新規発行などにより、請求業務でエラーが発生します。受診券には、そのような場合の問い合わせ先や確認方法が記載してあります。そのため、当検査センターでは、代行入力を行う際に確認作業を円滑に行えるよう、受診券の添付をお願いしています。また、受診者による他の医療機関での重複受診を防ぐ目的もあります。

なお、請求業務は毎月 5 日となっておりますので、請求前月の月末までに当検査センターに問診票をお届けください。

お問合せ：082-247-7127(ダイヤルイン)



きやうちボール

本年 4 月 1 日付けで臨床検査センター総務企画課に参りました。これまでも検査センターには度々来ていましたので顔見知りの方も多く、違和感はあまりなかったのですが、種々の運用の違いには戸惑いを感じたこともありました。

事業部門ごとでまちまちとなっている仕組みが、平準化できればと感じています。とは言え「郷に入れば郷に従え」ですので、まずは周りの方々のアドバイスを頂き、早く検査センター業務に精通するよう日々精進して参りますので、何卒ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

今中 正彦（総務企画課課長）

広報委員

曾我部 俊二 / 濱川 以行 / 熊川 良則 / 河本 圓 / 藤岡 裕子 / 初岡 博 / 中本 啓太

